○さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会規則

平成26年3月28日

教育委員会規則第11号

改正 令和4年3月25日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 16年さいたま市条例第1号)第8条第7項の規定に基づき、さいたま市教育委員会指定 管理者審査選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定 めるものとする。

(委員長)

- 第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委 員がその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を 聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 委員長が急施を要すると認めたとき、又は委員会の会議を開く暇のないときは、各委員 に合議して会議に代えることができる。

(除斥)

第4条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族が代表者その他これに準じる者である法 人その他の社団又は財団に係る事件については、会議に加わることができない。ただし、 委員会の同意を得たときは、この限りでない。

(会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に 諮って会議を公開することができる。 (庶務)

第6条 委員会の庶務は、市教育委員会事務局管理部において処理する。

(一部改正〔令和4年教委規則2号〕)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日教委規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。